



Citizens Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth

京都議定書の発効を歓迎し、 各国の速やかな地球温暖化対策の実施を求める！

2005年2月16日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

2月16日、COP3での採択から7年を経て、ようやく京都議定書が発効した。私たちは、各国で地球温暖化対策が進展することを期待し、地球温暖化防止の唯一の国際的枠組みである京都議定書の発効を心から歓迎する。同時に、アメリカ合衆国やオーストラリアなどに京都議定書を批准することを、再度、強く求める。

京都議定書の削減目標は、IPCC報告が求める大幅な排出削減から見れば極めてささやかな削減目標ではあるが、先進工業国がこの削減目標を確実に達成することが地球温暖化防止の第一歩である。しかし、先進工業国の多くは、温室効果ガスを削減するどころか、その排出量を増やしている。日本でも、2003年度の温室効果ガス排出量は基準年比で8%も増加している。このままでは、2010年には先進国全体で約10%も増加すると予測されている。削減・抑制目標を義務づけられている締約国は、目標を確実に達成する実効性ある政策と措置を直ちに策定、実施すべきである。議定書の発効により、削減義務が法的義務になったことを忘れてはならない。

日本政府は、「地球温暖化対策推進大綱」の施策がすべて実施されても、削減どころか基準年比で温室効果ガス排出量が増加してしまうとして、追加的な対策を検討中である。しかし、原子力発電の新增設や自主行動計画に頼っていては、削減は覚束ない。日本政府は、炭素税の導入を含めたエネルギー税制のグリーン改革や国内排出量取引制度の導入、日本経団連「環境自主行動計画」の社会協定化など抜本的な施策を早急に検討すべきである。

国際交渉では、すでに2013年以降の第2約束期間以降の制度設計についての議論が始まっている。第2約束期間以降の削減目標は、第1約束期間の削減目標を大幅に上回るとともに、その制度設計は、総量削減、法的拘束力、遵守制度などの京都議定書の基本的構造を引き継ぐものでなければならない。ところが、日本の産業界や経済産業省に、京都議定書の枠組みを緩めようとする動きがある。こうした動きは、進行する気候変動に対する危機感に乏しく、気候変動を防止しようとする意思に欠けていると言わざるを得ない。

最近数年は大気中のCO₂濃度が年2ppmを超えて増加している。地球温暖化は急速に進行しつつある。気温上昇幅を産業革命以前から2未満、CO₂濃度で450ppm以下に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある。産業革命以降、地球全体の平均気温はすでに0.7上昇し、CO₂濃度も374ppmに達している。残された時間は少ない。